

令和 7 年 12 月 12 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県指定特定非営利活動法人審査会

会 長 粉 川 一 郎



答 申 書

令和 7 年 10 月 14 日付けN協第 1226 号をもって神奈川県指定特定非営利活動法人審査会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙の法人については、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成 23 年神奈川県条例第 48 号）第 4 条第 1 項第 7 号及び第 4 条第 1 項第 8 号に規定する指定の基準に適合していないため、指定更新を認めないことが相当である。

（参考）

条例第 4 条第 1 項第 7 号

各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること。

条例第 4 条第 1 項第 8 号

法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

別 紙

整理 番号	申出書の提出があっ た日	特定非営利活動法人 の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	手続の 名称
223	令和7年9月30日	特定非営利活動法人 葉山まちづくり協会	畑野 真人	三浦郡葉山町堀内字牛ヶ谷 1874 番	指定更 新の申 出